

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在し、住宅の建築やリフォームを業とするB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社のホームページの管理などを行うWEB営業企画と呼ばれる業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診した後、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。

請求人によると、上記の精神障害が発病したのは、平成〇年〇月に入社して以降社長から受けてきたパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）等が原因であるという。

- 3 本件は、請求人が、上記の精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 判断の要件

(略)

### 3 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月頃、「適応障害及び自己愛性人格傾向」と診断されて加療し、平成〇年〇月以降は寛解状態にあったが、平成〇年〇月下旬頃、新たにICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものであるとの意見を述べている。当審査会としても、請求人の症状の経過等からみて、専門部会の意見は妥当であり、請求人は同月下旬頃に本件疾病を発病したものと判断する。

この点について、請求人は、要旨、同時期における診断は「不眠症」であり、精神障害を発病していたとの判断は事実誤認であるとして、実際の発病時期は同年〇月ないし〇月頃、具体的には同月〇日であると主張し、その根拠として、E医師による平成〇年〇月〇日付け意見書をあげている。

当審査会においては、請求人の主張を踏まえ、一件記録を改めて精査したが、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、会社社長とのトラブルを原因として心身への変異が生じ、同年〇月〇日に受診に至ったものであると記載しており、同年〇月〇日が初診日となるDクリニックのG医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「疾患名：適応障害、発病時期：平成〇年〇月頃、診断根拠：本人の陳述を斟酌」と明記し、治療についても、睡眠薬とともに抗うつ剤を処方したと述べており、事実、当該処方になされていることが確認

される。

これに対し、請求人は、G医師の平成○年○月○日付け診断書を提出し、要旨、適応障害の発病は、平成○年○月の発病であったことが確認されたと主張するが、同診断書には、「本人の陳述によると、平成○年○月下旬新規に発症した。以下余白。」と記載されており、G医師が医師として判断した発病時期を変更したものとは判断し得ない。さらに、E医師の上記意見書も精査すると、要旨、請求人が同年○月○日にCクリニックに受診した当初の症状は、うつ状態の形成し始めであるとの意見が記載されており、同年○月下旬頃に本件疾病の症状が出現していたことまで否定しているわけではない。

請求人は、Cクリニックへの初診後、平成○年○月から同年○月までの間、おおむね1か月に1回程度治療を受けていることからみても、H医師の平成○年○月○日付け意見書に記載された発病及び増悪に係る経緯、すなわち、要旨、入社後間もなくして、不眠、焦燥感、抑うつ感等の苦悩を自覚し、精神科を受診していることから、本件疾病は平成○年○月下旬頃に発病したものと判断され、精神科で治療を受けたにもかかわらず容易に軽快せず、同年○月には休業する状態に至っており、同月頃に明らかに悪化ないし増悪したと考えられるとの意見は、極めて妥当性が高く、請求人の主張を採用することはできないものである。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、別紙3「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 請求人は、会社入社後まもなく発病したこととなるが、本件疾病の発病原因となった業務による出来事として、①平成○年○月○日、Iが退職したことで、社長室に呼ばれ、J社長から罵倒されたこと、②WEB営業企画として入社したIが退職したため、同業務を1人で担当するようになったこと、③同月○日頃、J社長から、トイレに行く回数を指摘され、「何度もトイレに行くな。」などと文句を言われたことなどを主張し、さらに、発病後の出来事として、④同年○月○日、全員が出席する全体会で焼肉店に行ったが、J社長からは隣の席にも呼ばれず、無視されたこと、⑤同月下旬頃から営業部員によるいじめ

を受け始め、同年〇月に入ると嫌がらせがエスカレートしたこと、⑥同年〇月〇日、J社長から事情聴取をされると言われて別室に呼ばれ、罵倒されたこと、⑦同月〇日、J社長から、「不動産取引をやってもらおう。」と言われたが、内容が分からず説明を求めたところ、「役員のコマが聞けないのか。」と激しい口調で強要されたこと、⑧同年〇月〇日、J社長から懲戒処分通知を渡されたこと、⑨同月〇日、WEB営業企画部が廃部となり、営業部に転部することが通知され、事実上の退職勧奨を受けたことなどを主張しているため、以下検討する。

#### ア ①の出来事について

請求人は、要旨、J社長は、急に、「俺を馬鹿にしているのか。ニヤニヤしやがって。」「お前といると、イライラする。今すぐ出て行け。」と怒鳴りながら、デスクのところまで追いかけてきて、「私がいるときは、社長室に入ってくるな。ノックもするな。」などと言って、請求人を罵倒したと述べ、Kも同旨を述べている。

これに対して、J社長は、要旨、請求人が述べるような発言は一切していないとして、かかる言動を否定しているものの、Lは、要旨、J社長は、Iが急に辞めて、機嫌が悪かったのに、請求人がニヤニヤしながら社長室に入っていったため、出て行けといった感じで怒ったようであるが、請求人が何と言われて怒られたのか、J社長の詳しい発言内容等は分からないと述べている。

これらの申述からすると、請求人が、その態度に対して、J社長から、強い指導や叱責を受けたことは事実であると認められるが、当該指導や叱責が請求人の人格を否定するような口調ないし内容であったと推認し得る申述等はないことから、同指導ないし叱責が、業務指導の範囲を逸脱したものであるとまでは判断し得ない。

そうすると、①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとみるのが相当であり、その後の業務の遂行に大きな支障が生じたものとは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

#### イ ②の出来事について

請求人は、Iが退職したため、WEB営業企画に関する業務を1人で担当

することになったと述べているが、その一方で、当該業務は、もともとアイデアが勝負の職務であると述べていることからすると、担当者数が半減したからといって、業務量が倍増するものとは認められない。

そうすると、②の出来事は、認定基準別表の1 具体的出来事「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められるが、業務内容や業務量にはほとんど変化がないものとみるのが相当であるから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

#### ウ ③の出来事について

請求人は、要旨、入社後数週間で大腸の調子が再び悪くなったことから、○時間に○分ほどトイレに行っていたと思うと述べているところ、J社長は、要旨、トイレの頻度が過剰であるとし、Lも、要旨、請求人は、入社直後から、トイレ休憩が多く、1日8時間のうち○時間くらいは席にいなかった印象があると述べている。

これらの申述からすると、請求人は、体調が良くなかったことから、頻繁にトイレを利用せざるを得なかったものと推認されるものの、その回数が多かったことから、注意を受けたものとみるのが相当である。

なお、Kは、要旨、請求人の休憩やトイレの回数は全く気にならなかったと述べているが、事務室内の座席が、Lと比べて、請求人から離れており、かつ、請求人とは所属部門を異にすることから、請求人の動静に気付いていなかったものと推認し得る。

そうすると、③の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認めることが相当であるものの、その経緯からみて、業務指導の範囲内で指導や叱責を受けたものと考えべきものであり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

#### エ ④から⑨までの出来事について

これらの出来事については、いずれも平成○年○月以降の出来事であって、請求人の本件疾病発病後の出来事であることは明らかであるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

もともと、発病後の出来事であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」

に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うものとされている。

この点、請求人は、要旨、平成〇年〇月頃の状況と同年秋口頃のそれとは全くレベルが違い、秋口の状況は重度のものであって、同年〇月頃には精神状態の悪化があったと述べ、また、上記（1）でみたとおり、H医師も、要旨、同月頃に明らかに悪化ないし増悪したと考えられるとの意見を述べていることから、当審査会としても、請求人の本件疾病が、同月頃に悪化したものと推認し、請求人が主張する各出来事について検討したが、いずれも認定基準別表1の「特別な出来事」には該当しないものであると判断する。

オ 以上からすると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ及び「弱」となる出来事が2つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。また、本件疾病の悪化についても、業務との間に相当因果関係があるものとは判断できない。

カ なお、上記のとおり、請求人は発病時期について、平成〇年〇月であると強く主張していることから、当審査会では、請求人が主張する上記④から⑨までの出来事について、仮に心理的負荷の評価期間に発生したと想定し検討したが、④ないし⑦の出来事は、J社長又は同僚との間で生じた行き違いであると評価すべきものであり、上司や同僚とのトラブルと捉えても「弱」であり、さらに、⑧の懲戒処分通知や⑨の営業部への転部指示についても、その理由及び手続を精査するも、それぞれ、嫌がらせないし退職勧奨とみることはできず、不当なものであるとは評価し得ないものであり、その心理的負荷の総合評価が「強」に至るようなものではないと判断したことを、念のために付言する。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 以上みたとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。また、本件疾病の悪化についても、業務との間に相当因果関係があるものとは判断で

きないから、業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

#### 4 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。